

目 次

1	本校の概要	1
2	令和5年度教育目標	2～4
3	本校の沿革	5～11
4	スクールカレンダー	12～13
5	特別活動年間計画（年間行事）	14
6	日課表	15
7	教職員名簿及び児童生徒数	16
8	編入学について	17～19
9	中学部卒業生進路状況	20
10	日本人学校理事会・運営委員会	21
11	ヨハネスブルグ日本人学校規則	22～24
12	ヨハネスブルグ日本人学校細則	25～26
13	スクールバス規程	27～30
14	スクールバス規程付則	31～32
15	スクールバス委員会会則	33～34
16	学校関係諸機関	35



本校の概要

1 はじめに

本校における教育目標は日本国憲法・教育基本法等の諸法規における精神に則り、南アフリカ共和国の現地事情を考慮するとともに、学習指導要領に準拠した日本の教育を行うことにあります。（ヨハネスブルグ日本人学校・学校規則第3条）そこには、科学技術の進歩にともなう情報化・国際化社会という表舞台と、いまだに自然に依存しながら生活を営む未開発の社会が混在します。

そこで、今後、ますます複雑化していくであろうと思われる未来社会においては、あらゆる状況下にあっても的確に判断し、しなやかに行動できる心身ともに強く逞しい国際人、つまり

「生きる力」を身につけた人間の存在が望まれます。本校では、そのことを念頭に日々の教育活動が展開されます。



2 本校の概要

1966年(昭和41年)8月31日に開校し、翌1967年(昭和42年)4月に全日制的日本人学校として、正式に認められました。そして1975年(昭和50年)日本国における小中学校の教育課程と同等の課程を有する在外教育施設としての認定を受けました。

運営の主体は南ア日本人会にあり南アフリカの私立学校としての登録がなされています。

そして国内における私立学校と同等の扱いを受けています。

本校はヨハネスブルグ市内にあり、緑豊かで閑静な住宅地に位置しています。世界の日本人学校の中でも長い歴史をもつ本校は、2016年度で、開校50周年という佳節を迎えました。

本校は小学部1年生から中学部3年生までが2名の英会話講師に学び、実践的な英会話学習を行うことや、現地の学校との定期的な交流活動を通して、国際的な理解を深めています。



3 本校の特徴

- (1) 日本の義務教育である小・中学校と同等な教育課程を有する在外教育施設とし、文部科学省より認定を受けている学校です。
- (2) 小・中学校併設の少人数ながらも、子ども一人一人の個性を大切に、きめ細やかな教育活動に取り組んでいる学校です。
- (3) 小学部にも一部教科担任制を取り入れるとともに、その中で発揮される教師の専門性により、子どものもつ限りない可能性を引き出そうとしている学校です。
- (4) 日本の国語は勿論のこと、英会話にも力点をおき、日々国際性豊かな児童生徒の育成をめざしている学校です。
- (5) 環境教育・情報教育を大きな柱として、授業の工夫と改善を図りながらの学習が展開されている学校です。
- (6) 国際理解での情報応用活動を通して世界に生きる国際人の育成に努めている学校です。

2 学校教育目標

「国際感覚を身に付け、確かな学力(※)と人間性を備えた児童生徒の育成」

- | | | |
|--------|-------------------------|-------|
| (重点目標) | ◎生涯学習の基礎としての自ら学ぶ力の育成 | かしこく |
| | ◎国際社会に生きる日本人としての豊かな心の育成 | やさしく |
| | ◎生涯を生き抜くたくましい心身の育成 | たくましく |

学校スローガン

笑顔があふれ、しあわせを感じられる学校

保護者の願い

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・主体的な学習態度 | ・帰国後も困らない学力 |
| ・仲良く明るい学校生活 | ・規律ある学校生活 |
| ・優しく思いやりのある心 | ・心身の健康 |
| ・運動する機会の確保と充実 | ・英語教育の充実・国際性の充実 |
| ・南アフリカ社会の理解 | ・日本語による教育の一層の充実 |

教師の願い

- ・「生きる力」の育成
(確かな学力、豊かな人間性、健康・体力)
- ・グローバル社会で活躍する人材の育成

社会の要請

- ・グローバル人材の育成
- ・教師の資質・能力の向上・チーム学校の機能
- ・家庭・地域との連携・協働

3 目指す児童・生徒像

◎主体的・対話的で深い学びを通して、喜びと誇りをもち、自ら学び、共に伸びようとする児童生徒

1. 明るく、かしこく生きる子 (夢と希望)
2. 仲よく、やさしく生きる子 (思いやり)
3. たくましく生きる子 (心身の健康)

◎進んでかしこく学ぶ児童生徒

望ましい人間関係を自ら築き、学び合い、教え合い、高め合い共に育つ児童生徒

◎明るく心豊かな児童生徒

明るく優しい心をもち、夢と希望をもって何事にも積極的に取り組み、多様な意見や考えを受け入れることのできる心豊かな児童生徒

◎生き生きとして元気な児童生徒

生命を大切にし、進んで体を動かし健康づくりや体力づくりに励む元気な児童生徒

4 目指す教師像

児童生徒の自主・自立・自治の涵養(かんよう)に努める。また、常に指導の基本を確認し合い、温かく且つ厳しく接し、児童・生徒一人一人のよさの発見・伸長に努める。さらに、互いの信頼関係をもとに協働する教員集団を形成する。

◎教育のプロとしての自覚と誇りをもち使命感に燃える教師

◎専門職として絶えず自己研鑽に努め、情熱をもって学校課題解決に努める教師

◎児童生徒を大事にし、信頼、尊敬される教師

◎責任をもって校務を遂行し、協調性に富む教師

◎健康で明るく、人間性豊かな教師

◎児童生徒のよさを伸ばし、自己有用感に裏付けされた自己肯定感をはぐくむ教師

◎積極的に保護者、日本人会、南アフリカ社会に学校を開き、おもてなしの思いをもって渉外にあたる教師

5 本年度の重点

＝7つの柱と具体的方策＝

(1) 学習指導要領のねらいを踏まえ、バランスのとれた授業時数を設定、運用することにより、基礎的・基本的学力の確実な定着を図る。(知育)

□母語としての国語教育の充実

・国語の授業時数を確保し、重視にする。

・ひらがな、カタカナ、漢字の正しい表記を書く。

- ・語句の読み方, 意味, 正しい使い方を読む→理解する。
- ・声に出して読むこと, 音読を重視する。
- ・本を通して, より多くの知識や多様な考え方をもつため, 読書活動を充実する。
- ・一人一人に発表の場を 個々に話す機会
- ・ひとりひとりに確かな表現力(特に発表力)をつけ, 学力とともに自信と誇りをはぐくむ。プレゼンテーションの機会を設定し, 堂々と発表できるプレゼンテーションスキルを身に付ける。
- ・図書館の一層の活用を図る。

- (2) 授業における指導方法の工夫を図り, 個に応じた指導を行い, 児童生徒個々の学力の向上に努める。
- ・各教科では, 授業の根幹となる「明確な学習課題, 理由, 結論, 答え, まとめ」など問題解決的な学習を主軸とした授業づくりや発問を意識し, 学び合いや協働的な学びの場を意図的・計画的に位置づけ, 実施する。
 - ・少人数を生かした学習環境の充実と学び合い(記録や説明, 批評, 論述, 討論など)の言語活動を積極的に取り入れていく。
 - ・児童生徒が主体となった課題解決学習に取り組み, 基礎的・基本的学力(特に, 小学部では, 読む・音読, 書く, 計算などの徹底)の確実な定着, 活用力の育成を図る。(主体的・対話的で深い学び)
 - ・チームティーチングや一斉指導と個に応じた指導の併用によって, より確実な学習内容の理解と定着を図る。
 - ・個々の児童に対するきめ細かい指導によって, 基礎学力の定着を図ると共に, 必要に応じて個別の指導を, 習熟度に応じた学習, 課題別グループ学習等, 学習形態を工夫し, 児童生徒個々に応じた学習を進め, 学力の向上を図る。
 - ・年間指導計画及び評価計画に基づき, 全ての教科・領域等における授業時数を確保する。
 - ・教職員の研修の充実を通して, 授業研究を実施し, 統一性のある指導方法の向上を図る。
- (3) 児童・生徒が将来の夢を実現するための的確な進路指導を行う。(キャリア教育・進路指導)
- ・児童・生徒が将来の夢を実現するため, 児童生徒の思いや願いを大切に育てる指導を行う。
 - ・近隣での職場体験が難しい環境であることを踏まえ, 情報収集に努め, 必要に応じて提供する。
 - ・保護者の協力を得ながら, 進路講話(仕事について考える会)を実施して, 児童生徒たちの将来に対する考え方を育む機会を設ける。
 - ・小学校 4 年生以上の進路希望調査, 進路相談を実施する。さらに, 学校説明会及び進路相談を実施しながら, 様々な選択肢を児童生徒に提供し, 自分の歩みたい上級学校への進学を最大限支援する。
 - ・児童生徒・教師・保護者が相互に納得できる進路指導を行い, 希望の実現を目指す。
- (4) 全教育活動を通して, 学年の能力に応じた活動意識をもたせると共に, ボランティア活動, 集団活動を通して認め合い助け合う信頼関係に基づいた心の教育を推進する。(徳育)
- ・小学部・中学部併設であり, 小中一貫校という強みや価値と意義を日々の活動に生かす。
 - ・挨拶のよさ, 大切さを登校時の元気な挨拶, 朝会や集会での挨拶, 現地スタッフへの挨拶の意義や必要性と共に, 機会あるごとに講話し, 定着を図る。
 - ・授業の始まり, 終わりでの挨拶, 廊下やすれ違う時の挨拶を行う。
 - ・「あかるく, いつも, さきに, つづける」のキーワードを意識した他者と心を通わせる挨拶運動を推進する。
 - ・特別の教科道徳における評価の仕方を工夫し, 心豊かでたくましい心の教育を行い, 体験活動や日常生活の中でその実践化を図る。
 - ・児童生徒が自他の生命を尊重し, 規律ある生活ができ, 道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深める。
 - ・人権意識を大切に日々の指導を行い, 差別や偏見を許さない心を育てる。
 - ・クラブ活動や委員会活動など, 小中の連携を通して, リーダーとしての自覚や相手に対する優しさや思いやりの心を育てる。

- ・小、中それぞれ独自の活動を通して、各部の集団としての自覚と成長を促す。
- ・豊かな感性を育成し、調和と協調の精神の自由を図る。
- ・図書室の活用と併せて読書教育を進める。様々な本との出会いを通して知識の幅を広げ、思考の奥行きを深め、豊かな感性を育む。(朝読書、図書ボランティアによる読み聞かせ等)

(5) 活動の場を工夫し、健康への意識を高めると共に、体力の向上を目指して学校体育・健康教育の充実に努める。(体育)

- ・保健指導年間計画をもとに、学年能力に応じた健康指導を行う。
- ・児童生徒の運動能力や体力に基づき運動等の指導をする。また、日常的に体力や運動能力向上のための活動を計画・実施する。
- ・体育やクラブ活動、業間の運動を通して、できる、わかる楽しさを数多く経験させ、体を動かす心地よさや楽しさを存分に味わわせ、たくましい心身の育成にあたる。
- ・日常の観察による健康指導や健康相談、心の悩み相談等、心身の安定と向上に努める。
- ・長期にわたる夏季を生かした水泳指導の充実に努める。

(6) 国際理解・現地理解を進める中で、グローバル人材としての育成を図るとともに、日本の自然、社会、歴史、文化を通し、日本人としてのアイデンティティーの確立を図る。(国際理解教育)

- ・小学部から週4時間の「EC の時間」を設定し、ネイティブの英会話講師による「英会話力」の習熟を図る。年度末の EC 発表会の内容の充実により、英語によるコミュニケーションの定着と自信を身に付ける。
- ・児童生徒の定着度や習熟度に応じたクラス編成を行う。
- ・児童生徒の目線で、南アフリカの自然、歴史、文化を捉えさせることを主眼に、現地との交流を中心に現地理解教育を進める。(遠足、野外学習、ふれあいウィーク、現地施設見学、現地校交流等)
- ・現地で活躍している方々を招聘し、正しく広く世界をとらえられる国際性と知性を育てる。
- ・国際理解の手段としての英会話を重点的に進め、コミュニケーション能力を高め、交流の場やその成果を発表する。(英語検定の活用、現地校・インター校との交流、実生活の中で)
- ・異民族、異文化の理解、歴史認識の育成を図るとともに、日本の文化や伝統、歴史、季節感に基づく行事や活動を採り入れ、日本人としての資質を養う。
- ・様々な体験活動は、児童生徒に感動を与え、心を大きく強く育てる原動力となる。実体験の中で心に強く残ったことは、指導を通して精選され、よりよい自己形成に資することができる。発達段階に応じたアイデアと工夫を凝らした日本ではできない活動を展開していく。

○年間6回の国際交流計画案 ※安全対策及び感染症蔓延防止等による変更の可能性あり

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ・ラドフォードハウススクール | ・グリーンサイド Primary スクール |
| ・オランダこどもの家 | ・ワンダーランド幼稚園 |
| ・エルムパーク老人ホーム | ・JICA との交流 |

(7) 児童・生徒の生命・身体・健康・安全を常に念頭に置き、校内安全点検の励行と危機管理体制の維持に努める。(安心・安全)

- ・新型コロナウイルス蔓延防止対策のため、ガイドラインに従い、適宜、消毒・手洗いの励行など、学校の状況に即した対応策を講ずる。(JSJ コロナ対応基準(JSJ COVID-19 SOP)-Official_2021年10月改正版【最新版】に基づく)
- ・大使館や企業の対応策等の情報も随時入手する。
- ・児童生徒の安全を第一に考え、安全対策マニュアルの内容を検討・見直し・追加する。
- ・大使館、セキュリティと連携し、安全対策の検討及び避難訓練(バス乗車・ハイジャック・交通事故等、火災、不審者、暴動等)を実施する。
- ・緊急時の連絡方法の共通理解と共通行動に努め、諸機関、他の教育機関、学校運営委員会との一層の連携を密にする。
- ・児童生徒や教職員の危機管理意識の高揚に努め、毎月の施設・設備の点検を入念に行う。

本校の沿革

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
1966年 (昭和41年) 8月 9月 11月	南河 宏・南河梯子 両教諭着任 南アフリカの日本人学校として開校 (児童数16名) 264 BARRY HERTZOG AVE. GREENSIDE 授業開始 (低中高の三学級にて4教科) 第一回運動会 (南アフリカ日本人会参加)		
1967年 (昭和42年) 2月 3月 10月	日本人学校規則制定 外務省派遣ナイジェリア在駐医務官による健康診断 今井 実 総領事が学校長を兼務	初代校長 今井 実 (総領事) ～昭和44年	
1968年 (昭和43年) 8月 12月	校舎移転 13. GRISWOLD.RD. SAXONWOLD プール完工		
1969年 (昭和44年) 1月	一時学校閉鎖 (市議会における学校設置問題)		
1970年 (昭和45年) 7月 8月 10月	国会議員団6名来校 コンゴ在駐 矢野大使来校 経済同友会専務理事, 外務省領事課長来校	第2代校長 岩間 龍夫 (総領事)	
1972年 (昭和47年) 10月 11月	現地講師採用 (3名) 新校舎建設工事着工: EMMARENTIA	第3代校長 西沢憲一郎 (総領事) ～昭和48年	理事長 (～48年) 大鳥 高志 (三物産) 教育幹事 今村光太郎 (丸紅)
1973年 (昭和48年) 5月 12月	スクールバス運行開始 新校舎増築2教室落成		教育幹事 加藤 (日産)
1974年 (昭和49年) 4月 10月	中学部3年全日制設置 (小学部～中学部全日制設置) 音楽講師 Mrs.Cohen現地採用 テニスコート完成 (コート開き)	第4代校長 富沢 和久 ～昭和51年	理事長 村田 栄三 (三菱商) 教育幹事 小田 安晟 (丸紅) 運営委員長 仲野 定夫 (三菱商)
1975年 (昭和50年) 3月	文部省告示第21号により, 日本国内における小中学校の教育課程に相当する教育活動を有する在外教育施設としての認定を受ける		理事長 熊谷 直彦 (三物産) 教育幹事 藤原 輝男 (日本郵船) 運営委員長 山本 孝雄 (三物産)
1976年 (昭和51年) 1月 9月 10月 11月	スクールバス運行開始 (2台) 校章制定 開校10周年記念バザー キングディビット校との合同美術展 (於 本校)		教育幹事 小林 弘人 (東芝) 運営委員長 高山 鳳介 (三物産)
1977年 (昭和52年) 1月 9月 10月	開校10周年記念式典 体育倉庫・ガレージ・日本人会図書館完工 日本人学校運動会 (日本人会主催を学校主催に変更) キングディビット校との蹴交換試合 (於キングディビット) キングディビット校とのテニス交換 (於キングディビット) キングディビット校との合同美術展 (於キングディビット)	第5代校長 大森 三郎 ～昭和54年 教頭 斉藤 博道 ～昭和55年	理事長 岡谷 融 (三菱商) 教育幹事 名取 幸男 (丸紅) 運営委員長 駒田 和夫 (三菱商)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
1978年 (昭和53年) 1月 2月 7月 8月 12月	第1回修学旅行(ケープタウン) キングディビット校との水泳交換(於キングディビット) 小宮山前郵政大臣来校(児童生徒への講話有) 校内放送施設・チャイム取り付け工事完了 父親授業参観実施		運営委員長 黒澤 真(三菱商事)
1979年 (昭和54年) 2月 5月 6月	外務省査察使:重光元ソ連大使一行(来校) 制服決定(紺ブレザー,左胸のマーク) ヨハネスブルグ市長:オPPERマン氏来校 理科教室落成		理事長 若林 利次(三井物産) 教育幹事 渋谷 俊明(日商岩井) 運営委員長 伊藤 伸一(三井物産)
1980年 (昭和55年) 1月 4月 5月	学校及び日本人会図書館 開館 家庭科の非常勤講師採用 事務職員:Mrs.Koen採用	第6代校長 河野甲子男 ~昭和57年 教頭 中山 福雄 ~昭和58年	理事長 松田 幸雄(三井物産) 運営委員長 藤井 義弘(丸紅)
1981年 (昭和56年) 1月 9月 10月	英会話講師:Mrs.Carol採用 創立15周年記念バザー 事務職員:Mrs.Hope採用 創立15周年記念 第5回大運動会		理事長 若林 高義(三菱商事) 運営委員長 西山 祐治(三菱商事)
1982年 (昭和57年) 2月	キングディビット校との水泳交換		理事長 松田 幸雄(三井物産) 教育幹事 北村 室夫(日立) 運営委員長 神尾 洋一郎(三菱商事)
1983年 (昭和58年) 11月	外務省視察団(来校) 校舎内外視察	第7代校長 地曳 杜生	理事長 藤岡 豊(三菱商事) 運営委員長 田中 成士(三井物産)
1984年 (昭和59年) 5月 7月 9月	新校舎移転 Mrs.Watkinsを秘書として採用 新校舎落成式典挙行 国会議員団来校	第8代校長 渡邊 裕 ~昭和60年 教頭 三ヶ国弘之 ~昭和61年	理事長 瓜生 保彦(三井物産) 教育幹事 矢野 淳一(日商岩井) 運営委員長 内田 昇(三菱商事)
1985年 (昭和60年) 7月 9月	山東昭子参議院議員来校 野外学習(ハッピーバレー)		理事長 矢野 淳一(日商岩井) 教育幹事 瓜生 保彦(三井物産) 運営委員長 石渡 隆生(日商岩井)
1986年 (昭和61年) 8月 10月 11月	開校20周年記念式典 第10回運動会 ヨハネスブルグ市政100周年記念楯寄贈	第9代校長 黒澤 廣美 ~昭和63年 教頭 八木 晃隆 ~平成元年	理事長 川崎 信夫(住友商事) 教育幹事 石渡 隆生(日商岩井) 運営委員長 中塚 久一(丸紅)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
1987年 (昭和62年)			理事長 石渡 隆生(日商岩井)
1988年 (昭和63年) 4月 5月 10月	Mrs.Evans/Mrs.Skrablを英会話講師として採用 野外学習(ロイヤルナタール) 体育館落成式		運営委員長 栗津 謙爾(兼松江商) 運営委員長 加藤 英機(日産)
1989年 (平成元年) 5月 10月	野外学習(ゴールデンゲート) エマレンシア小学校との交流会(於 本校)	第10代校長 高木 伸昌 ～平成3年	理事長 堤 正尚(日立)
1990年 (平成2年) 6月	レチポコハイスクールとの交流会	教頭 北村 晃 ～平成4年	
1991年 (平成3年) 7月	トランスバール教育長来校		
1992年 (平成4年) 5月	野外学習(ブライデポート)	第11代校長 仲地 勇 ～平成6年	運営委員長 伊藤 謙介(トヨタ通商)
1993年 (平成5年) 4月 2月	Mrs. Kruppを会計補佐として採用 セントデビット校との交流会(於 本校) 野外学習(ウォームバス)	教頭 神田 裕史 ～平成7年	運営委員長 藤井 隆(住友商事)
1994年 (平成6年) 4月 10月	制憲議会のため臨時休校(25日～29日) 野外学習(ゴールデンゲート・ナショナルパーク) 中近東アフリカ地区校長研究協議会開催(於 本校)		理事長 秋本 進(伊藤忠商事) 運営委員長 氷川 久夫(三井物産)
1995年 (平成7年) 5月	野外学習(ブライデポート)	第12代校長 南 芳武 ～平成9年	理事長 広崎 睿(住友商事) 運営委員長 奥田 隆久(丸紅)
1996年 (平成8年) 5月 6月 8月	野外学習(リトルスイス) 創立30周年絵はがき発行 創立30周年記念式典(31日)	教頭 村松 博行 ～平成10年	理事長 川畑 徹夫(丸紅) 運営委員長 山下 政晴(伊藤忠商事)
1997年 (平成9年) 3月 5月	コンピュータ教室開設 創立30周年記念誌発行 野外学習(ゴールデンゲート)		理事長 多田 博(三井物産)
1998年 (平成10年) 3月 4月 5月	文部省海外子女教育研究協力校研究報告書発行 日本人学校賛助会発足 野外学習(ブライデポート)	第13代校長 須田 和男 ～平成12年 教頭 飴野 和嘉 ～平成13年	理事長 原 芳道(伊藤忠商事) 運営委員長 青島 幸弘(本田技研)
1999年 (平成11年) 1月 3月	橋本龍太郎前総理大臣来訪 (寄贈:総理大臣杯, VTR) 副読本[大地から学ぶ, 南アフリカ]作成		理事長 中澤 泰二(伊藤忠商事)
2000年 (平成12年) 1月	野外学習(リトルスイス)		理事長 吉田 憲二(丸紅) 運営委員長 入村 浩司(日商岩井)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
2001年 (平成13年) 1月 6月 10月	野外学習 (ゴールデンゲート) ふれあいウィーク 森喜朗総理大臣来訪 (寄贈: コンピュータ, 図書) 日本財団 曾野綾子氏来校 体育館・管理棟・児童棟の天井 (雨漏り) 修理	第14代校長 斉藤 範雄 ～平成15年 教頭 本多 辰之 ～平成16年	理事長 伊藤 正樹 (住友商事) 運営委員長 田中 輝久 (三井物産)
2002年 (平成14年) 1月 5月 7月 8月	NHK受信システム設置 エレクトリックフェンス設置・校内ゲートの改善 I R校との交流会 第1回未就学児体験入学 世界環境サミット開催		理事長 武田 哲夫 (日商岩井) 運営委員長 中島 清 (三菱商事)
2003年 (平成15年) 2月 5月 9月 12月	根本神父による人権講演会 スクールバスドライバー外注化 バス4便体制実施 英会話講師 Mrs.Skrabl退職		理事長 江本 光敏 (伊藤忠商事) 運営委員長 佐藤 宏 (丸紅)
2004年 (平成16年) 1月 4月 5月 5月 12月	Miss Marionを英会話講師として採用 南ア大統領選挙 2010年ワールドカップ決定 三重県知事来校 英会話講師 Mrs.Evans退職	第15代校長 小八重和夫 ～平成18年	理事長 白木原博明 (双日) 運営委員長 岡庭 潤 (伊藤忠商事)
2005年 (平成17年) 4月 5月 11月	第二英語会話室開設 英会話講師Mrs.Vanessa採用 新バス購入 南西アジア中東アフリカ地区校長会開催 (本校)		理事長 平野 克己 (JETRO) 運営委員長 坂本 秀興 (コマツ)
2006年 (平成18年) 1月 3月 4月 5月 10月	野外学習 (リトルスイス) ふれあいウィーク 英会話講師Mrs.Vanessa退職 Miss Kingを英会話講師として採用 I R校との文化交流会 開校40周年記念式典		理事長 丹羽 裕之 (トヨタ自動車) 運営委員長 鈴木 邦明 (べんてん)
2007年 (平成19年) 1月 3月 5月 6月	野外学習 (ディディマキャンプ) ふれあいウィーク アスベスト除去工事開始 I R校との文化交流会 セントステーションズ校への体験入学	第16代校長 石川 勝美 ～平成21年	理事長 伊藤 泰博 (ブリヂストン) 運営委員長 柴田 浩明 (ホンダ)
2008年 (平成20年) 1月 4月 5月	野外学習 (アルパインヒース) ふれあいウィーク アスベスト除去工事終了 セントステーションズ校との交流会 I R校との文化交流会		理事長 石井 茂 (JICA) 運営委員長 黒木 稔 (ブリヂストン) 大貫 正 (瞳)
2009年 (平成21年) 1月 3月 5月 10月	野外学習 (リトルスイス) ふれあいウィーク 英会話講師 Miss Marion退職 I R校との文化交流会 Ms.Hooper-Boxを英会話講師として採用		理事長 鈴木 秀一 (瞳) 運営委員長 大貫 正 (瞳)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
2010年 (平成22年) 1月 5月 6月 7月 9月	野外学習 (ディディマキャンプ) ふれあいウィーク I R校との文化交流会 高円宮妃殿下来訪 (寄贈: 記念植樹) ワールドカップ開催 SOWETOオランダ孤児院訪問交流 SOWETOオランダ孤児院生、本校へ招待交流	第17代校長 山本 昇一 ～平成24年	理事長 岡田総太郎 (睦) 運営委員長 小椋 茂生 (文) 山田 明 (豊田満)
2011年 (平成23年) 1月 3月 4月 5月 7月 8月	野外学習 (アルパインヒース) ふれあいウィーク 英会話講師 Ms.Hooper-Box 日本留学のため退職 Ms.Murphy を英会話講師として採用 I R校との文化交流会 英会話講師Ms.Murphy退職 Mr.Martinを採用 英会話講師Ms.King退職 Ms.Hartleyを採用		理事長 正田 健二 (ブリガストン) 運営委員長 曾我部博之 (伊藤忠) 山田 明 (豊田満)
2012年 (平成24年) 1月 2月 7月 9月 10月	エルムパーク訪問 野外学習 (リトルスイス) ふれあいウィーク SOWETOオランダ孤児院訪問交流 I R校との文化交流会 SOWETOオランダ孤児院生、本校へ招待交流		理事長 金子 茂 (ブリガストン) 小林 正利 (M&Hコンサルタンツ) 運営委員長 碓氷 晋 (ホンダ)
2013年 (平成25年) 1月 5月 6月 8月 9月 10月 11月 12月	野外学習 (アルパインヒース) ふれあいウィーク 英会話講師Mr.Martin退職 Ms.Mbaliを採用 Wonderland Preprimary school 訪問 交流 IR Griffice校 訪問 交流 英会話講師Ms.Hartley退職 Mr.Keleを採用 SOWETOオランダ孤児院 訪問 交流 英会話講師Ms.Mbali産休育休 Ms.Tandiを臨時採用 英会話講師Mr.Kele退職 Ms.Morwaを採用 櫻田義孝文部副大臣 来校 校舎内外視察 屋根材 アスベスト工事 完了 英会話講師 Ms.Mbali 復帰	第18代校長 二殿 一身	理事長 渡辺 宏史 (富士フィルム) 大島 光信 (日立ヨーロッパ) 運営委員長 祝迫 理 (ホンダ)
2014年 (平成26年) 1月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 10月	野外学習 (リトルスイス) ふれあいウィーク 天井一部張替え・照明交換 工事完了 卒業式 (小学部1名、中学部なし) 入学式 (小学部10名、中学部1名) IRGriffice校 来校交流 Wonderland Preprimary school訪問交流 英会話講師Ms.Mbail退職 Ms.Trishを採用 IRGriffice校 訪問交流 Wonderland Preprimary school訪問交流 SOWETOオランダ孤児院 訪問交流		理事長 安部 嘉男 (東芝) 三木 亮介 (富士フィルム) 運営委員長 吉田 正人 (旭)
2015年 (平成27年) 1月 2月 3月 4月 5月 7月 8月	野外学習 (アルパインヒース) ふれあいウィーク 発電機・机・椅子等を日本企業から寄贈 発電機設置工事完了 卒業式 (小学部2名、中学部2名) 入学式 (小学部2名、中学部1名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 SOWETOオランダ孤児院 訪問交流 エマレンシア小学校 訪問交流		理事長 三木 亮介 (富士フィルム) 運営委員長 白井 清正 (旭)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
9月 10月 11月	スクールバスプレトリア便スタート 秘書Ms.Watkins退職を祝う会 エマレンシア小学校 来校交流 英会話講師Ms.Trish退職 Mr.Deanを採用 落語公演会 桂 三輝氏 来校	第18代校長 二殿 一身	理事長 三木 亮介 (富士フィルム) 運営委員長 白井 清正 (丸紅)
2016年 (平成28年) 1月 2月 3月 4月 5月 7月 8月 9月 10月	野外学習 (リトルスイス・ロイヤルナタール) ふれあいウィーク 避雷針工事開始 エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部2名、中学部3名) 入学式 (小学部5名、中学部1名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 ラグビープロレフリー久保修平氏 講演会 サンウルブズ井上大介選手、山中亮平選手とのラグビー交流会 Roosevelt High School 訪問交流 ドラケンスバーグ少年合唱団コンサート 開校50周年記念式典 秘書Ms.Takahashi 採用 SOWETOオランダ孤児院 訪問交流 Radford House School 来校交流 写真家・澤野新一朗氏 講演会	第19代校長 橋本 芳登	理事長 三木 亮介 (富士フィルム) 運営委員長 蓑和 希典 (日本貿易振興機構)
2017年 (平成29年) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 9月 10月 11月	野外学習 (ディディマキャンプ) ふれあいウィーク エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部5名、中学部2名) 入学式 (小学部10名、中学部2名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 英会話講師Mr.Dean退職 Ms.Traceyを採用 SOWETOオランダ子どもの家 訪問交流 校舎ガラス・窓枠バーグラ全面交換等安全対策工事完了 Radford House School 訪問交流 南西アジア・中東・アフリカ地区校長研究協議会開催 (於・本校) Greenside Preprimary school 来校交流		理事長 近岡 祐一 (三菱東京UFJ銀行) 運営委員長 廿浦 哲郎 (いすゞ自動車)
2018年 (平成30年) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 9月 10月	野外学習 (ゴールデンゲートハイランドパーク) ふれあいウィーク エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部2名、中学部2名) 入学式 (小学部2名、中学部2名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 SOWETOオランダ子どもの家 訪問交流 Radford House School 訪問交流 オリンピック陸上競技銀メダリスト飯塚翔太選手来校 Greenside Preprimary school 来校交流		理事長 古中 利明 (Honda Motor) 運営委員長 芳野 啓介 (島津製作所)
2019年 (平成31年) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 (令和元年)	野外学習 (ロイヤルナタール) ふれあいウィーク エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部2名、中学部1名) 入学式 (小学部3名、中学部2名) Wonderland Preprimary school 訪問交流 オランダ子どもの家 訪問交流	第20代校長 緒方 和幸	理事長 及川 亮平 (みずほ銀行) 運営委員長 西村 鉄太郎 (TERUMO)

年 / 月	事 項	校 長 他	学校運営組織 他
9月 10月 11月	Radford House School 来校交流 Greenside Preprimary school 訪問交流 JICA 来校交流		
2020年 (令和2年) 1月 2月 3月 4月	野外学習 (ディディマキャンプ) ふれあいウィーク エルムパーク 訪問交流 卒業式 (小学部7名、中学部2名) ロックダウンによりオンライン授業開始		理事長 伊藤 尚 (三菱UFJ銀行) 運営委員長 眞弓 匡文 (東京海上)
2021年 (令和3年) 1月 3月 4月	ロックダウン緩和により対面授業再開 入学式 (小学部4名) 卒業式 (小学部1名、中学部2名) 入学式 (小学部2名)		理事長 島田 巖介 (東芝アフリカ社) 運営委員長 松澤 剛 (MHI Power ZAF)
2022年 (令和4年) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 9月 10月 11月	野外学習 (ゴールデンゲート) ふれあいウィーク オランダ子どもの家 訪問交流 卒業式 (小学部5名、中学部4名) 入学式 (小学部3名、中学部2名) Wonder land Preprimary school 訪問交流 オランダ子どもの家 来校交流 Radford House School 来校交流 Greenside Preprimary school 訪問交流 JICA 来校交流	第21代校長 渡島 郁弘	理事長 生田 創 (日立ヨーロッパ社 ヨハネスブルグ事務所) 運営委員長 金井 英之 (Asahi Africa)
2023年 (令和5年) 1月 2月 3月 4月	野外学習 (ロイヤルナタール) ふれあいウィーク エルムパーク訪問交流 卒業式 (小学部3名、中学部1名) 入学式 (小学部7名、中学部2名)		理事長 小出 洋介 (NEC XON Holdings (Pty)Ltd.) 運営委員長 金井 英之 (Asahi Africa)

2023 JSJ School Calendar (確定版)

10月		11月		12月		1月		2月		3月							
日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事						
1	日		1	水	①~④学習発表会予行練習⑤⑥通常授業 ⑦第2回後期委員会活動	1	金	New Year's Day	1	木	朝:全校朝会(校長講話・月目標)						
2	月	朝:全校朝会(月目標)	2	木		2	土	Public Holiday	2	金							
3	火	金曜日課	3	金	④まで通常授業⑤⑥学習発表会前日準備	3	日		3	土							
4	水	⑦第1回後期委員会活動	4	土	①~④学習発表会 12:00下校	4	月	個人懇談 5時間授業 14:00下校	4	日							
5	木		5	日		5	火	個人懇談 5時間授業 14:00下校	5	月	3学期中学部テスト週間(5日~9日)						
6	金	①~⑥全校校外学習	6	月	朝:学習発表会片付け 朝:全校朝会(月目標)	6	水	個人懇談 5時間授業 14:00下校	6	土							
7	土		7	火		7	木	個人懇談 5時間授業 14:00下校	7	日							
8	日		8	水	⑦第4回後期クラブ活動	8	金	個人懇談 5時間授業 14:00下校	8	月	月曜日課						
9	月		9	木		9	土		9	金							
10	火		10	金	11月4日学習発表会振替休業日	10	日		10	土							
11	水	⑦第1回後期クラブ活動	11	土		11	月		11	日							
12	木		12	日	日本人会春祭り(2022年度)	12	火	金曜日課 ⑥大掃除	12	月							
13	金		13	月		13	水	午前中授業 ①②通常授業 ③終業式 ④学活 12:00下校	13	火							
14	土		14	火		14	木	夏季休業(1月7日まで)	14	日							
15	日		15	水	朝:プール開きオリエンテーション ⑦第5回後期クラブ活動	15	金		15	月							
16	月	①~⑤国際交流Ⅳ ラッドフォード(この週に実施)	16	木		16	土	Day of Reconciliation	16	火							
17	火		17	金		17	日		17	水	⑦第7回後期クラブ活動						
18	水	⑦第2回後期クラブ活動	18	土		18	月		18	木	日本人会ソフトボール大会(2021)						
19	木		19	日		19	火		19	金	2月17日EC発表会振替休業日						
20	金		20	月	2学期中学部テスト週間(20日~24日)	20	水		20	土	英会話懇談会 (23日まで)						
21	土		21	火		21	木		21	日	⑦第6回後期委員会活動(最終)						
22	日		22	水	⑦第6回後期クラブ活動	22	金		22	月							
23	月	英会話懇談会(10月27日まで)	23	木		23	土		23	火	月曜日課						
24	火	お昼:PTA楽しい給食(2022年度)	24	金	⑥第4回避難訓練(火災)	24	日		24	水	⑦第8回後期クラブ活動						
25	水	⑦第3回後期クラブ活動	25	土		25	月	Christmas Day	25	木	企業対抗ソフトボール大会(2022)						
26	木		26	日		26	火	Day of Goodwill	26	金	⑤⑥プールを楽しむ会						
27	金		27	月	①~⑤国際交流Ⅴ グリーンサイド(この週に実施) 朝:全校朝会(校長講話)	27	水		27	土	日本人会新年会(2022年度)						
28	土		28	火		28	木		28	日	⑦第11回後期クラブ活動(最終)						
29	日		29	水	⑦第3回後期委員会活動	29	金		29	月	①~⑤国際交流Ⅵエルムパーク(この週に実施)						
30	月	朝:全校朝会(校長講話)	30	木		30	土		30	火							
31	火					31	日		31	水	⑦第9回後期クラブ活動						
日数		22	日数		22	日数		9	日数		18	日数		21	日数		6

特別活動年間計画（年間行事）

月	児童生徒会活動			学 校 行 事					国際理解教育
	学級活動	委員会活動	クラブ活動	儀式的行事	学芸的行事	健康安全 体育的行事	遠足・集团的行事	勤労生産・ 奉仕的行事	国際交流教育 現地理解教育
4	前期委員会選出 係活動 学級づくり	役員認証式	実施案決定	1学期始業式 着任式 入学式		身体測定 生活リメンション 避難訓練1 (バスジャック)			
5	安全な生活 図書ボランティア の方々と顔合わせ		前期活動開始				全校遠足		国際交流Ⅰ Wonderland Pre Primary School
6	冬の健康と生活 学級の問題					避難訓練2 (暴動)	ふれあいウィーク (小1～4) 野外学習活動 (小5～)		
7	1学期の反省			1学期終業式	芸術鑑賞会			1学期大掃除	国際交流Ⅱ Orland Children's Home
8	2学期のめあて 新しい係 運動会に向けて	運動会に向けて の取り組み		2学期始業式		身体測定			
9	夏の健康と生活 後期委員会選出	役員認証式				運動会 避難訓練3 (不審者)			国際交流Ⅲ JICA 交流
10	学級の問題	後期委員会	後期活動開始				全校校外学習		国際交流Ⅳ Radford House
11	健康な身体	学習発表会に向 けての取り組み			学習発表会	避難訓練4 (火災) プール開き			国際交流Ⅴ Greenside Primary School
12	2学期の反省			2学期終業式				2学期大掃除	
1	3学期のめあて 新しい係			3学期始業式		身体測定 避難訓練5			国際交流Ⅵ Elm Park Retirement Village
2	図書ボランティ アの方々へ感謝を 伝える会								
3	卒業式・修了式の 取り組み 1年間のまとめ			卒業式 修了式 離任式				3学期大掃除	
備考				全校朝会 (月初めの他に 1, 2回)					コロナ感染 状況によっ ては実施し ない

日 課 表

児童生徒登校	7:55			
朝読書	7:55～ 8:05			(10分)
全校朝会／委員会／運動／ 清掃／朝活動	8:05～ 8:20			(15分)
朝の会・準備	8:20～ 8:30			(10分)
1校時	8:30～ 9:15			(45分)
休憩	9:15～ 9:25			(10分)
2校時	9:25～10:10			(45分)
業間	10:10～10:30			(20分)
準備	10:30～10:35			(5分)
3校時	10:35～11:20			(45分)
休憩	11:20～11:30			(10分)
4校時	11:30～12:15			(45分)
昼食	12:15～12:35			(20分)
昼休み	12:35～12:55			(20分)
準備	12:55～13:00			(5分)
5校時	13:00～13:45			(45分)
休憩		13:45～13:55		(10分)
6校時		13:55～14:40		(45分)
休憩			14:40～14:50	(10分)
7校時			14:50～15:35	(45分)
帰りの会	13:45～13:55	14:40～14:50	15:35～15:45	(10分)
クラブ・委員会		14:55～15:40		

- *児童生徒の自主性を育成するために、ノーチャイムとする。
*時刻は職員室の時計を基準とし、南ア標準時に合うように調整する。
*校舎内の時計は、気づいた職員が随時調整する。

教職員名簿及び児童生徒数

派遣教員					現地採用職員	
職名	氏名	担当	赴任年度	出身地	担当職務	Name
校長	渡島 郁弘	学校経営	令和4年度	東京都	英会話講師	Mr. Chabedi Maqalika
教諭	福田 正人	小1担任	令和4年度	岐阜県	英会話講師	Ms. Dineo Melk
教諭	塩畑 絵梨	小2担任	令和5年度	茨城県	秘書	Ms. Cookie
教諭	佐々木 孝	小3・4担任	令和5年度	埼玉県	秘書 補佐	Ms. Koga
教諭	太田 尚子	小5担任	令和3年度	愛知県	Guard man	Mr. Wally
教諭	矢田 紳士	小6担任	令和3年度	兵庫県	Gardener	Mr. Frans
教諭	清水 崇雄	中1・2担任	令和2年度	群馬県	Gardener	Mr. Theo
教諭	深山 慎也	中3担任	令和3年度	千葉県	Cleaner	Ms. Salome

児童・生徒数（令和5年5月16日現在）

学年 性別	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計	合計
	男子	2	3	1	1	2	0	9	2	2	1	5
女子	5	2	3	1	1	2	14	0	1	0	1	15
計	7	5	4	2	3	2	23	2	3	1	6	29

ヨハネスブルグ日本人学校への入学について

1 日本人学校の概要

- (1) 名 称 ヨハネスブルグ日本人学校
- (2) 設 立 昭和41年8月31日（1966年）
- (3) 設置者 南アフリカ日本人会
- (4) 設置基準 南アフリカの私立(日本の公立及び私立的な立場)
- (5) 運営組織 ヨハネスブルグ日本人学校運営委員会
- (6) 運営責任者 運営委員長 金井 英之
- (7) 校 長 渡島 郁弘

2 校納金（令和5年度）

- (1) 入学金（編入学時のみ） 小学部 R 39,060 中学部 R 40,010
 ※授業料の約4ヶ月分
- (2) 授業料（月毎） 小学部 R 9,750 中学部 R 9,990
- (3) スクールバス代（月毎） 朝バス R 3,500 下校バス R 3,500
- (4) PTA会費（学期ごと 6月・10月・2月） 月額 R 40 ※各学期分まとめて納入

3 学用品（日本にて準備してくるとよいもの）

(1) 制服について

紺色のブレザー（形については指定なし）。左胸に学校指定のワッペンをつける。

※この制服は儀式的行事の際に着用します。

※襟付きシャツを着用します。

※ワッペンは学校で購入できます。

(2) 鞆について

特に指定はございませんので、普段使用しているもので登校して下さい。

(3) 学習用具について

準 備 物	留 意 事 項
通学かばん	実用的なもの ※低学年ではランドセルの子も多いですが、大きめのリュックやバッグの子もいます。
筆入れ、下敷き	実用的かつシンプルなもの
鉛筆、消しゴム	実用的かつシンプルなもの

赤鉛筆（ペン）青鉛筆（ペン）、定規など	赤鉛筆（ペン） 青鉛筆（ペン） 直定規 三角定規 分度器 コンパス【日本人学校購買にて購入可】
道具箱又は道具袋	※学用品保管のために使用
のり	スティックタイプの方がよいです。
はさみ	
色鉛筆orクーピー クレヨン	12～24色程度のもの 【日本人学校購買にて購入可】
水彩絵の具セット	【日本人学校購買にて購入可】
ノート	各担任及び教科担当より指定のもの 【日本人学校購買にて購入可】
楽器類	鍵盤ハーモニカ（小1～小6） ソプラノリコーダー（小3～小6） アルトリコーダー（中1～中3） 【日本人学校購買にて購入可】
習字セット （小3以上）	【日本人学校購買にて購入可】
歯磨きセット	巾着袋の中にコップ、歯ブラシを入れます。必要があれば、歯磨き粉も入れてください。
体育館シューズ	運動に適した靴をご用意ください。
体育着・紅白帽子 体育着入れ	白を基調としたシャツで運動着とわかるものをご用意ください。 ズボンも運動に適したもの（日本でよく見る紺色の体育着やジャージなど、できるだけハーフパンツが望ましいです。 【紅白帽子は、日本人学校購買にて購入できます】
帽子 日焼け止めクリーム	帽子は必ず着用して登校してください。また、紫外線対策として、日焼け止めクリームもご準備ください。
お弁当箱・水筒	お弁当箱の大きさは、お子様の実態に合わせてご準備ください。

※持ち物、服装にはすべてに記名をお願いします。

（4）購買について

学校購買としてノート類・筆記用具・書道用品・赤白帽子・縦笛・校章ワッペン等があります。
詳細についてはお尋ねください。

4 その他

（1）教科書の配布について

① 日本の学校に在学の場合

海外子女用教科書給与制度に基づき「海外子女教育財団」にて受け取りをお願いいたします。

② 南アフリカで生活している場合

在南アフリカ日本国大使館に直接、申請をお願いします。日本人学校での受取になります。

※ 大使館からの新年度4月分の教科書発注については、前年度の10月頃に受付を締め切っております。それ以降の申請については、個別対応となりますので大使館までお問い合わせください。

(2) スクールバスについて

登下校については送迎が必要です。従って、保護者の自家用車による送迎或いは本校にあるスクールバスでの対応となります。そこで、スクールバスの利用を希望する場合は、申込用紙(別紙)に必要事項をご記入の上、バス委員会までお申し込みください。(但し、スクールバスには運行ルートがあるため、バス委員会の審査によってはご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。)

(3) P T A活動について

日本のそれと同様、お子様の入学と同時にP T A会員となります。本校教育の基本方針や在り方等を十分にご理解いただくとともに、P T A活動への参加をお願いいたします。

(4) 学校生活の基本(授業日数や昼食)について

本校は現在、3学期制となっています。基本年間授業日数はハウテン州教育文化省の規定(200日を超えてはならない)により200日以内となっております。そして、祝祭日についても南アフリカのそれに準じております。

昼食については、児童生徒・教職員とも弁当となっております。その際、購買等における販売システムはありませんので、ご家庭で準備する等ご協力をお願いいたします。

(5) 傷害保険について

日本国内における学校安全会と同様の傷害保険に加入しています。学校管理下におけるケガ等では一部を除いて適用対象となりますのでご承知おきください。なお、詳細につきましては「児童生徒の海外傷害保険に関わるお知らせ」をご覧ください担任までお尋ねください。

(6) 編入学の手続きの時の提出書類

- ①入学受付カード
- ②指導連絡票
- ③健康チェックカード
- ④スクールバス申込書

※①④については受け入れ準備に必要なため、早めの提出をお願いします。

THE JAPANESE SCHOOL OF JOHANNESBURG

12-20 CALEDON ROAD EMMARENTIA JOHANNESBURG 2195

REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

TEL (011) 888-1530/1531

E メール : teachera@jsj.org.za

HPアドレス : <http://www.jsj.org.za/>

中学部卒業生進路状況

1 卒業生徒数（過去10年間）

平成25年度	(男子0名 女子0名)	計0名
平成26年度	(男子2名 女子0名)	計2名
平成27年度	(男子2名 女子1名)	計3名
平成28年度	(男子2名 女子0名)	計2名
平成29年度	(男子2名 女子0名)	計2名
平成30年度	(男子1名 女子0名)	計1名
令和元年度	(男子0名 女子2名)	計2名
令和2年度	(男子2名 女子0名)	計2名
令和3年度	(男子1名 女子3名)	計4名
令和4年度	(男子2名 女子0名)	計2名

2 過去の進路状況（平成20年度～令和5年度）

東京都	都立	西高等学校
東京都	都立	日比谷高等学校
東京都	都立	三田高等学校
東京都	私立	青山学院高等部
東京都	私立	慶応義塾高等学校
東京都	私立	国際基督教大学高等学校
東京都	私立	巣鴨高等学校
東京都	私立	日本大学鶴ヶ丘高等学校
東京都	私立	早稲田大学本庄高等学院
東京都	私立	早稲田大学高等学院
東京都	私立	中央大学杉並高等学校
東京都	私立	明治学院高等学校
神奈川県	私立	桐蔭学園高等学校
神奈川県	私立	慶応義塾湘南藤沢高等部
神奈川県	県立	横浜国際高等学校
愛知県	私立	南山国際高等学校
広島県	市立	基町高等学校
茨城県	私立	明秀学園日立高等学校
長崎県	県立	諫早高等学校
長崎県	私立	向陽高等学校

3 過去の進路状況（南アフリカ国内）

KINGSMEAD COLLEGE
ROOSEVELT HIGH SCHOOL
ST. STITHIANS COLLEGE
BRANDCLIFF HOUSE PRIVATE SCHOOL
AMERICAN INTERNATIONAL SCHOOL OF JOHANNESBURG

日本人学校理事会・運営委員会

日本人学校理事会（日本人会幹事会）

職名	氏名	備考
理事長（日本人会 会長）	小出 洋介	NEC XON Holdings (Pty) Ltd.
副理事長（日本人会 副会長）	田岡 大輔	損害保険ジャパン
理事（日本人会 総務幹事）	大鐘 裕一	Mitsui Sumitomo Insurance (Europe) Ltd.
理事（日本人会 会計幹事）	伊藤 俊也	Sumitomo Corporation Africa (Pty) Ltd
理事（日本人会 教育幹事）	金井 英之	ASAHI AFRICA (PTY) LTD
理事（日本人会 広報・安全幹事）	井ノ口 一善	丸紅ヨハネスブルグ支店
理事（日本人会 文化・厚生幹事）	大田 泰	Sumitomo Corporation Africa (Pty) Ltd
理事（日本人会 体育幹事）	木目田 健二	三菱商事株式会社ヨハネスブルグ支店
理事（日本人会 無任所幹事）	佐藤 洋一	三井物産ヨハネスブルグ支店

日本人学校運営委員会

（令和5年5月16日現在）

職名	氏名	職務	備考
委員長	金井 英之	運営委員会の最高責任者として運営全般を統括するものとし、日本人会の教育幹事がこれを兼務する。	Asahi Africa
副委員長	坂東 克彦	委員長を補佐するとともに特命事項を管掌する。	コマツ南アフリカ
会計委員	坂本 透	会計全般を管掌する。	日産南アフリカ
総務安全委員	渡島 郁弘	総務全般を管掌する。 安全全般を管轄する。 広報を管掌する。	日本人学校
施設備品委員	渡島 郁弘	施設備品の管理営繕及び学校安全の対策にあたる。	日本人学校
スクールバス委員	阿部 牧人	スクールバスの運行・管理にあたる。	Niterra South Africa (Pty) Ltd.
雇用委員	平野 光芳	現地採用職員およびスタッフの契約や勤務体系を掌る。	毎日新聞社 ヨハネスブルグ支局
学校長	渡島 郁弘	校務全般を統括し、学校会計の執行にあたる。	日本人学校
顧問	根本 貴司		在南アフリカ共和国 日本国大使館領事
学校教務	深山 慎也		日本人学校

ヨハネスブルグ日本人学校規則

第一章 総則

第一条 名称及び経営

本校の名称をヨハネスブルグ日本人学校（以下本校と称する）とし、南ア日本人会が経営の任に当たるものとする。

英文では、THE JAPANESE SCHOOL OF JOHANNESBURGと称する。

第二条 所在地

本校の所在地を12-20 CALEDON ROAD EMMARENTIA
JOHANNESBURG REPUBLIC OF SOUTH AFRICAに置く。

第三条 目的

本校は南アフリカ共和国在住の日本人子女（日本国籍を有する者）に対して、日本国の教育基本法・学校教育法及び文部科学省学習指導要領に従い、且つ南アフリカの現地事情を考慮に入れた日本の教育を行うことを目的とする。ただし、外国籍子女についても、授業に支障がないと認められる場合には、学校理事会の承認を得て受け入れることとする。

本校は小学部及び中学部のそれぞれの課程の修了または卒業を認定し、認定にかかわる必要書類を交付する。（昭和50年3月31日付け文部省告示第21号により、国内小中学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設としての指定を受け、その後適宜当該指定を更新している）

第二章 学校の運営

第四条 運営機関

南ア日本人会は、本校運営のための意思決定機関及び本校運営方針の具体的執行機関として、ヨハネスブルグ日本人学校運営委員会（以下委員会と称す）を設ける。（英文では、THE EXECUTIVE COMMITTEE OF THE JAPANESE SCHOOL OF JOHANNESBURGと称す）

第五条 運営委員会

1 委員会の構成並びに定員

運営委員長、日本人学校校長及び運営委員4名、合計6名をもって委員会を構成する。委員会には、下記の役職を設ける。

委員長	1名	学校運営の最高責任者として運営全般を統轄するものとし、日本人会教育幹事がこれを兼務する。
副委員長	1名	委員長を補佐し、特命事項を管掌する。
校長	1名	校務全般を統轄する。学校会計の執行に当たる。
会計委員	1名	学校会計全般を管掌する。
スクールバス委員	1名	スクールバスの運行管理に当たる。
雇用委員	1名	学校スタッフの雇用を担当する。

但し、委員長、学校長が何らかの理由で職務執行が出来ない場合は、副委員長、教務主任がそれぞれの職務を代行する。

2 運営委員及び顧問の委嘱

委員会が推薦する候補者を次年度委員長が委嘱する。また、日本人学校と本邦関係省庁との円滑な連携を保つため、在南アフリカ共和国日本国大使館代表に顧問を委嘱する。

3 対応委員

学校職員は委員会の対応委員となり、各委員を補佐する。なお、教務主任は、校長の補佐として、運営委員会に出席する。

4 委員会の機能

- (1) 本規則の設定、改訂の立案審議。
- (2) 本規則に基づく細則の制定、改訂。
- (3) 本校の予算、決算等の立案承認及び財務内容の検討し、理事会への承認上申を行う。
- (4) 資産の取得、処分決定。
- (5) 基金、多額寄付金及び借入金に関する審議。
- (6) 教育方針に関する承認。
- (7) 現地採用の教職員の増減等、基本的人事の審議決定。
- (8) 学校運営に関するその他具体的事項の審議決定。
- (9) 委員会における審議決定事項の幹事会への報告。但し、日本人学校の経営・運営に重大な影響を与えると思われる事項については理事会と協議の上、理事会への承認上申を行う。
- (10) 日本人会会則に規定された総会決定事項並びに幹事会決定事項に関する上申。

5 委員会の開催及び議事

- (1) 原則として、毎月一回委員会を開催するものとする。
- (2) 委員長は、必要に応じ臨時委員会を召集することが出来る。また、委員の三分の一以上の要求がある場合、委員長は臨時委員会を召集しなければならない。
- (3) 委員会は、構成員の三分の二以上の出席をもって成立し、出席者の三分の二以上の賛成をもって意思決定する。

6 委員の任期

- (1) 委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までの一年間とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員を充当するために、任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第三章 職 員

第六条 職員の種類及び職務

本校に次の職員を置き、以下記載の職務を分掌せしめる。

校長	校務一般を統轄し、且つ分掌する。職員の監督を行う。児童生徒の教育を掌る。
教諭	児童生徒の教育を掌る。校長の命を受けて校務を分掌する。
講師	校長及び教諭を補佐し、児童生徒の教育を掌る。
事務職員	校長の指揮のもと教育を除く校務に関する諸々の職務を掌る。

第七条 雇用・監督

講師雇用については、委員会の承認を得て校長がこれを行い、且つ、職務分担の決定を行う。

校長は予算執行の範囲内で、事務職員等を雇い入れることができる。
また、その監督のもとに校務を行なわせる。

第八条 服務

職員の服務については、南アフリカの現地事情を勘案の上、国内服務に準じて行う。

第四章 財務及び会計

第九条 会計

会計の収入は

- (1) 日本国政府からの資金援助。
- (2) 南ア日本人会からの資金援助。
- (3) 海外子女教育振興財団からの資金援助及び援助資材。
- (4) バザー等事業益。
- (5) 児童生徒の入学金及び授業料、または寄付金を以てし、その支出は
 - ① 本校敷地の借料支払い。
 - ② 固定資産購入、改築等。
 - ③ 日本国政府派遣教員の給与、手当以外は一切の学校諸経費支払いに、それぞれ充当するものとする。

第十条 会計年度及び会計処理

- (1) 本校の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1カ年とする。
- (2) 校長が会計処理を行い、本校運営委員会、会計委員を経て、每学期仮決算を本校運営委員会に報告するものとし、運営委員会は理事会へ承認上申を行う。毎年3月末を以て年度決算を行うものとする。
- (3) 一般会計に加え、必要に応じて、運営委員会の承認を得て、特別会計を設けることができる。

第十一条 入学金・授業料並びに必要経費

本校の入学金・授業料並びに必要経費については、別に定める本校細則によるものとする。

付 記

本規則は昭和63年4月1日より改訂実施するものとする。
本規則は平成4年4月1日より改訂実施するものとする。
本規則は平成10年4月1日より改訂実施するものとする。
本規則は平成13年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成15年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成17年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成26年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成28年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成29年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成30年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は平成31年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は令和2年4月1日より改定実施するものとする。
本規則は令和4年4月1日より改定実施するものとする。

ヨハネスブルグ日本人学校細則

第一条 修業年限

本校に小学部及び中学部を設け、修業年限をそれぞれ6年及び3年とする。

第二条 就学

本校の就学年齢について、学校教育法第22条並びに第39条の定めるところによる。

第三条 学期

本校の学期は、日本国内の学期に準じ、次のように定める。各学期間には休業を設ける。

第1学期	毎年	4月	～	7月
第2学期	毎年	8月	～	12月
第3学期	毎年	1月	～	3月

第四条 教育課程 その他

本校規則第三条の「目的」を達成するために、本校の教育課程・授業時間数・校務分掌を別に定める。

第五条 授業料

本校の授業料は、児童生徒の保護者が負担するものとし、各月初めに遅滞なく本校に納入するものとする。

小学部 1人 月額 R 9,750.00

中学部 1人 月額 R 9,990.00

なお、中学部3年生の場合、12月までの9カ月にて均等納入も可とする。

また、授業料の一括前納は、以下の通りとする。

・複数月分の前納も可とする。

・保護者の転勤等のやむを得ない事情で、日本人学校への通学が不可となった場合、月単位で返金可とする。但しその月1日でも在籍した場合は1カ月分を支払う。

第六条 入学金

(1) 新たに本校に入学を希望するものは、入学金として授業料の約4カ月相当分を本校に納入するものとする。

(2) 本校小学部卒業後、引き続き中学部へ入学を希望するものは、入学金として約1.3カ月相当分を納入するものとする。

第七条 入学及び退学

(1) 入学に当たっては、校長が面接することを原則とする。

(2) 入学は随時受け付けるが、中学部3年生については、第2学期始業式の前日までに手続きを終え、第2学期から登校することを原則とする。

(3) 入学及び退学は本人の希望によるが、入退学の際は、児童生徒の保護者は速やかに本校に届け出なければならない。第5条に定めた事項を除いて、一旦納入した入学金・授業料の払い戻しはいっさい行なわない。一度退学した後、再入学する場合も新たに本校に入学するものとして取り扱う。

第八条 スタディビザ取得のためのサポートレターの発行について

本校への入学の際、スタディビザ取得のためにサポートレターを発行した場合、

授業料の2ヶ月分を収めるものとする。なお本校に入学した場合、入学金は残り授業料の1ヶ月分を収めるものとする。

第九条 予算の執行

予算項目にないものの支出については運営委員会の承認を得て行なう。

第十条 授業参加を希望する児童生徒の取り扱い

本校は全日制学校であって、補習校ではないことにより、短時日の授業参加は受け付けない。

付 記

本細則は平成11年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成13年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成14年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成15年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成19年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成20年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成21年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成22年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成24年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成25年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成26年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成27年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成28年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成30年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は平成31年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は令和2年4月1日より改訂実施するものとする。

本細則は令和3年4月1日より改訂実施するものとする。

スクールバス規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程の趣旨

ヨハネスブルグ日本人学校（以下「学校」と称す）スクールバスに関する管理運営及び利用については、この規程の定めるところによる。

第 2 条 スクールバスの定義

この規程においてスクールバス（以下「バス」と称す）とは、学校児童生徒の登下校に学校および学校運営委員会の承認を得て供される車両をいう。

第 3 条 基本方針

本校児童生徒の通学は、義務教育の性格からして各家庭の責任においてなされるべきものであるが、本学校には日本本国とは異なった社会的背景がある事を考慮し、家庭の事情により通学手段確保が困難な者を対象として、公共事業的に一部受益者負担によりバスを運行し児童生徒の登下校を補助する。この運行が円滑に行なわれることを目的とする。

第 2 章 管 理

第 4 条 管理

バスの管理は学校運営委員会が委託契約した運行会社が行ない、学校が補佐する。

第 5 条 管理組織の設置

学校運営委員の中からバス担当運営委員を選出する。登下校のバス利用者保護者の中からバス委員を複数名選出し、バス委員長を選任する。バス担当運営委員、バス委員長、バス委員、バス担当学校教員でバス委員会を組織し、バス担当運営委員が具体的管理を行なう。更に、日常管理、定期的管理に関しては、学校事務職員または事務職員がいない場合は学校教員に依頼し、これを行なうことができる。

第 6 条 バスの点検

バスの点検は学校運営委員会が委託契約した運行会社が、バス生産自動車会社の発行しているスケジュールメンテナンスに従い定期点検を行う。ただし運転手により不具合発生報告を受けた場合はすみやかに整備、修理を施さなければならない。

第 7 条 運転手の管理

運転手の雇用は、学校運営委員会が委託契約した運行会社が行なうが、日常の労務管理は学校に委嘱する。

第 3 章 運 行

第 8 条 運行ルート

運行ルートは、付則の基準に従い、利用者が変化した時は必要に応じて設定、見直しを行なう。運転手は、原則としてこの定められた運行ルートに従ってバスを運行しなければならないが、道路状況、利用者下車地域の状況に応じて安全が十分確保される場合に限り、この限りではない。

第 9 条 運行時間割

学校の終業時刻と配車の効率を考慮し、付則の基準に従い定める。

第 10 条 運行の変更および停止

学校運営委員会、バス担当運営委員、バス委員長、学校管理者のいずれかが運行の変更または停止が妥当であると判断した場合、バス利用者の保護者にその旨事前連絡の上で、バスの運行を変更または停止することができる。

第 4 章 利 用

第 11 条 利用の資格

- (1) 学校児童生徒で付則の利用基準に該当する者とするが、学校運営委員会で特別に認められた者はこの限りでない。なお、この特別に認める行為は、緊急を要する場合バス担当運営委員が暫定的に代行することができるが、事後学校運営委員会の承認を必要とする。
- (2) 学校運営委員会、学校が必要と認めた場合、各種行事に関係者が利用できる。

第 12 条 利用の申込み

- (1) 学校児童生徒の登下校の利用申込みは、規定の申込み書に利用理由等所定の必要事項を記入の上、バス委員に申請する。
- (2) 第 1 項以外の利用で学校行事以外の利用申し込みは、規定の申込み書に利用目的等所定の必要事項を記入の上、バス担当運営委員に利用 1 ヶ月前に申請する。
- (3) 学校行事に利用する場合は学校管理者の判断で利用する事ができ、申し込み等の手続きは不要である。

第 13 条 利用の決定

- (1) 利用の決定は学校児童生徒の登下校利用を優先させ、次いで学校行事とする。
- (2) 申込みがあった場合、バス担当運営委員、バス委員長が資格審査を行ない資格に合致するもので付則 2 に定める運行ルート設定基準上居住地域が問題ないと判断される場合には利用が決定される。
第 11 条 (1) の特認が必要な場合、これらが認められれば利用が決定される。
第 11 条 (2) で認められた場合、利用が決定される。いずれも利用の可否が決定したならば申込み書に結果を記入の上、申請者に通知する。

第14条 誓約書の提出および許可証の公布

利用が決定された者は、規定の誓約書に署名捺印の上提出し許可証を受けなければならない。

第15条 利用許可の期限

本バスは、基本方針からして次の各項に該当する場合は該当事業を期限としてバス利用許可が消滅する。

- (1) 資格を満たさなくなった時点
- (2) 申込み理由が解消した時点
- (3) 住所を変更した時点

これら各項は全て利用者の申告とする。

第16条 利用許可の取消および再許可公布

付則に定める「利用心得」および申込み書に違反があったと学校運営委員会が認めた場合、および第15条の申告を故意に行なわなかったと学校運営委員会が認めた場合、学校運営委員会全員の合意によりバス利用許可を取消することができる。また違反が改善された場合、新規申込により利用を許可することもできる。

第17条 費用

費用は、保険料金、人件費を固定費とし、燃料各種油脂類を変動費として分類し、利用費決定の際の定義とする。

- (1) 保険は必ず加入する事。
- (2) 人件費は、毎年定期的に運営委員会で見直す。なお、諸物価の上昇率を見て、該当者から申請のある場合必要に応じて見直すことも可とする。
- (3) バス所有台数は、利用者数、管理維持能力に応じて必要の都度見直し、適正台数とする事。

第18条 利用料金

費用は受益者（児童生徒の保護者およびその他バスを利用する者）の負担を原則とするが、基本方針に照らし通学に供する場合に限り固定費を学校運営費から引当てる事ができる。この場合、学校運営委員会で固定費の学校運営費引当て上限を決め不足分は受益者が負担する。

(1) 通学利用料金

固定費の学校運営費補助分を差し引く場合、不足分および変動費（前年実績から算出）の通学利用分（前年実績から算出）を通学利用者で分担する。翌学期の利用者数を推定し、学期毎に運営委員会で決定する。過不足が生じた場合は、学校運営費で調整する事ができる。

(2) 学校行事利用料金

固定費の一部および変動費の過不足を学校運営費で調整する事から、特に使用料金は徴収しない。

(3) その他の利用料金

固定費、変動費共に前年度の運行実績から単位走行距離当たりの費用を算出し、利

用走行距離に応じて決める。但し、休日等で特別な出費を必要とした場合、全額利用者負担とする。

(4) 利用料金の支払い

第1項については毎月々学費納入時、第3項については利用後、運行実績に応じ清算し利用後7日以内に学校に支払う。なお、第1項の通学料金は毎月1日から末日までの1ヵ月単位とし、その月1回でも利用した場合は1ヵ月分を支払う。

第19条 事故等

バスの利用は、児童生徒の保護者個人および利用者のリスクで行なう。従って、不測の事態発生に関し、学校運営委員会、バス委員会、学校、バス利用者保護者ともその責任は一切免除される。

スクールバス規程付則

1. この規程は、1988年4月1日から実施するが、第11条利用の資格適用は新規申込み者から順次適用とし実施日当日利用者には適用しない。
2. 運行ルート設定基準（ただし、児童生徒の通学に関してのみ。その他に関しては、この限りではない。）

運行ルートは、毎学年始めに学校運営委員会が委託契約した運行会社とバス委員が設定する。その設定に関しては次の基準に基づく。

 - ① 1ルートの運行時間は、原則1時間以内とする。
 - ② DOOR TO DOOR を原則とする。ただし、以下制約に該当する場合は、この限りではない。
 1. 運行ルート設定上の制約。N1内側を原則とするが、例外を認めざるを得ない場合は運行会社とバス委員会で話し合いのもとルートを設定できる。
 2. 運行時間上の制約。
 3. 下記③・④号上の制約
 - ③ 乗降車場所は、安全性・効率性を考慮して、バス委員・保護者が協議し決定する。原則、他者から乗降車した者がよく見通せる場所で、自宅から300m以内とするが、利用者宅がバス運行上支障（道路幅、急坂、折り返し場所が不適當等）ある場合は300m以上離れることも可とする。
 - ④ 自宅がバスルート圏外にあり保護者の個人送迎が困難な場合、下記条件を満たせば保護者勤務地等の保護者指定地でのバス乗降を認める。
 - 保護者勤務地等の保護者指定地がバスルート内の安全な場所にあること
 - 勤務地等の保護者指定地のセキュリティゲート内、もしくはゲート付近の防犯カメラ撮影範囲内での乗り降りとする
 - 保護者本人、もしくは保護者関係者が必ずバスまでの送迎を行うこと
 - ⑤ 乗降車場所から利用者宅までの全ての責任は、利用者、および利用者保護者とする。
 - ⑥ 運行ルートの変更は、利用者の変動に伴い、適宜行なわれるものとする。
3. 運行時間割基準（ただし、児童生徒の通学に関してのみ。その他に関しては、この限りではない。）利用者の学部、学年別人数、バス台数、運行所要時間に応じて配車する。
 - ① 学部、学年により終業時刻が異なり、適正乗車人員に満たない場合は、児童生徒の待ち時間を最大60分として、学年単位で発車時刻を決める。この間、利用者は定められた場所で待機し、利用者保護者はその旨利用者に徹底させること。
 - ② バスの帰校時刻は、午後6時以前となるように出発時刻を決める。
 - ③ 時間割りは、原則として年間不変とするが、必要に応じて学期毎見直しできる。
4. 利用者心得
 - ① 乗車前手続き

下校時バスで乗車許可が与えられていてバスに乗車しない場合には、当日12時55分までに、また、一定期間乗車しない場合は、該当初日の12時55分までに

期間を明らかにして、乗りませんカードを日常バス管理者に提出しなければならない。定常通り乗車する場合は手続きを不要とする。登校時バスについては、乗車しない場合には、当日6時から6時30分にバス担当学校教員および学校守衛に電話もしくはSMS連絡をしなければならない。

② 乗車時

乗車時、バス委員会から依頼された者は利用者をチェックする。異常がある場合、明らかになるまでバスを運行してはならない。利用者は、このチェックがバス発車5分前に行なわれるが、これに遅れないようにしなければならない。

③ 乗車中

乗車中は、車中を歩き回ったり、大声で騒いだり、ふざけたりしないで、シートベルト着用の上、静かに座席に座っていなければならない。車中での飲み物は許可するが、食、オーディオ関係の使用は禁止する。

乗車中は、窓を完全に閉める事を原則とする。しかし、冷房装置等の付設設備のない車両に関しては、運営委員会バス委員が認めた窓のみ開けることが出来る。

④ 降車時

利用者は、バスが停車するまで降車の動作を開始してはならない。

降車者は、バスが停車したら席を立ち、あわてないで下車し、運転手に挨拶をすること。

ただし、下校時バスについては、在宅確認を必要とする者に限り、保護者またはその代理者等の住宅が確認できなかった場合、利用者は降車出来ず帰校する。この場合、バス担当学校教員は利用者保護者が学校へ迎えに来るまで間、学校内にて利用者を預からなければならない。

⑤ 降車後

利用者は、降車後すぐにバスの前後を横断したり、道路に飛び出したりしてはならない。下車したらバスから離れ、バスの発車を待つて次の動作を行なう。

運転手は、利用者が安全な場所に移動したのを確認し、ゆっくりと発車すること。

⑥ 利用者保護者の心得

利用者保護者は、この利用心得を利用者に徹底させなければならない。

5. 運行管理

日常バス管理者は、運転手にバス運行記録を記録させ、バスの管理、費用、利用料金算出の資料を作ること。

6. その他

本規程を変える場合は、学校運営委員会の承認が必要である。

スクールバス委員会会則

- 第1条 (名称) この委員会の名称は、ヨハネスブルグ日本人学校スクールバス委員会と称する。(以下単にバス委員会という)
- 第2条 (目的) バス委員会はヨハネスブルグ日本人学校の児童生徒が利用するスクールバスの運行を安全かつ円滑に行なうために設置する。
- 第3条 (構成) バス委員会は運営委員・学校担当者・バス利用者保護者より構成される。
- (1) 運営委員会バス委員は座長として総括的に管掌する。
 - (2) 学校側はバス担当者1名を選出する。
 - (3) スクールバス利用保護者会にて、バス利用者保護者より1名のバス委員長を選出する。また、原則ルート毎に1名のバス委員を選出する。
 - (4) 欠員が生じたときはその部内より補充する。
- 第4条 (任期) バス委員の任期は4月1日より翌年3月31日までとする。但し3月1日から31日までの1ヵ月間は引き継ぎ期間とし、特にバスコース決定・ドライバーの教育につき新旧役員共同であたるものとする。
- また、欠員補充者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第5条 (業務分担) バス委員会の業務は次の通り分担するものとする。
- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 日常の車両管理 | 運行会社(主)・運営委員会(副) |
| (2) 日常のドライバー管理 | 運行会社(主)・学校(副) |
| (3) バスルートの作成・調整 | 運行会社(主)・バス委員長 |
| (4) 予算・コスト管理 | 運営委員会(主)・学校(副) |
| (5) ドライバー雇用契約/派遣契約 | 運行会社(主)・学校(副) |
| (6) 保険契約 | 運営委員会(主)・学校(副) |
- 第6条 (運行コスト) 運行コストは受益者(児童生徒保護者)負担を原則とする。この原則にもとづき、バス代は毎年運営委員会で見なおし毎月の料金を決定する。またバス運行コストはドライバー賃金等固定費的要素のものが占めるウエイトの大きいことから極力安定的な数のバス利用者のあることが望ましく、このため毎月1日でもバス利用のあった場合は、その月のバス代を徴収するものとする。
- 第7条 (バス運行原則)
- バスは定員内で生徒乗車時間1時間以内に学校にもどることを運行の原則とする。このため、居住地及び定員、制限時間の関係でバス利用希望を受け入れない場合がある。

第 8 条（ドライバー雇用原則）

安全面で信頼のおけるドライバーを雇用することに最善を尽くすものとする。また採用後、安全にもとる行為のあった場合、別途定める就業規則に基づき、警告及び解雇の手続きをとるものとする。

ドライバーの派遣を受ける場合には、優良且つ信頼のおけるドライバーの派遣確保を最優先し、派遣元の選択並びに派遣契約を締結する。派遣されたドライバーが日本人学校スクールバスのドライバーとして相応しくないと学校運営委員会並びに学校管理者が判断する場合には、当該ドライバーの派遣中止を求めることが出来る旨定めた条項を派遣契約に盛り込むものとする。

第 9 条（事故等） バスの利用は基本的に児童・生徒保護者個人のリスクで行なう。従って不測の事態発生時には、学校・運営委員会・バス利用者保護者共その責任は一切免除される。

第 10 条（会議） バス委員会は次の場合に開催し協議する。
①運営委員会バス委員が必要と認めた時。

付 則

この会則は 1984 年（昭和 59 年）6 月 1 日より実施するものとし、毎年 4 月 1 日に内容の見直しと確認を行なう。

学校関係諸機関

日本官公庁及び日本人学校関係機関 所在地

文部科学省	〒100-8959	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
総合教育政策局教育改革・国際課		TEL 03(5253)4111 FAX 03(6734)3738
外務省	〒100-8919	東京都千代田区霞が関2丁目2番1号
領事局 政策課		TEL 03(3580)3311

派遣教員所属の都道府県教育委員会

群馬県教育委員会	〒371-8570	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
東京都教育委員会	〒163-8001	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
千葉県教育委員会	〒260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1番1号中庁舎8階
愛知県教育委員会	〒460-8534	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
岐阜県教育委員会	〒500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
茨城県教育委員会	〒310-8588	茨城県水戸市笠原町978番6号
埼玉県教育委員会	〒330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
兵庫県教育委員会	〒665-0011	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

海外子女教育振興財団

東京	105-0002	東京都港区愛宕1丁目3番4号	愛宕東洋ビル6階
			TEL 03(4330)1341 FAX 03(4330)1355
大阪	530-0001	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1号200	大阪駅前第一ビル6階
			TEL 06(6344)4318 FAX 06(6344)4328
国際教育センター		東京都小金井市貫井北町4丁目1番1号	
(東京学芸大学 内)			TEL 0423(25)2111 FAX 0423(25)0602

在南アフリカ共和国日本国大使館

住 所 :	259 Baines Street, Groenkloof, Pretoria 0181
郵便物 :	Embassy of Japan, Private Bag X 999, Pretoria 0001
電 話 :	代表 TEL 012(452)1500 FAX 012(460)3800 領事班 012(452)1503